

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月7日

学校法人 産業医科大学

分任契約担当役

事 務 局 長 伊藤 浩二

1 業務委託概要

- (1) 委 託 名 令和7年度産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託
- (2) 委託場所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
- (3) 委託内容 本学に設置する法的対象のエアコン、冷凍機フロン排出抑制法に基づく簡易点検業務を行うものである。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 入札参加資格

- (1) 令和6・7年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 第一種、第二種冷媒フロン類取扱技術者のいずれかの資格を所持した者が、当該保守点検に携われること。また、その資格証の写しを提出できること。
- (3) 病院(病床数400床以上)において、エアコン・冷凍設備等空調設備定期点検、簡易点検の実績があること。
- (4) その他
公告の日から入札の日までの期間に九州地方整備局等から指名停止を受けていないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

学校法人 産業医科大学 財務部 契約課 施設契約係

Tel 093-691-7185 (契約課 施設契約係直通) Fax 093-692-6651

(2) 仕様書等の交付期間及び場所

- ① 交付期間 令和7年5月7日(水)から令和7年5月13日(火)までの土曜日、日曜日を
除く毎日、9時00分から16時00分まで

- ② 交付場所 上記3(1)に同じ

(3) 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

- ① 入札書の提出期限 令和7年5月26日（月）16時00分まで
- ② 入札書の提出場所 上記3（1）に同じ
- ③ 入札書の提出方法 持参すること。
- ④ 入札の日時及び場所 令和7年5月27日（火）10時00分
大学構内 事務局本部1階 会議室

4 その他

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札の無効
 - ① 本公告に示した競争契約参加資格のない者のした入札
 - ② 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
 - ③ 入札に関する条件に違反した入札
- （3）落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低の総金額をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- （4）手続きにおける交渉の有無 無
- （5）契約書作成の要否 要
- （6）詳細は入札心得書による。

産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託仕様書

1 委託期間 契約締結日 ～ 令和8年3月31日

2 設備概要

簡易点検

設置場所	台数	設置場所	台数
大学1号館	90	進路支援プラザ	1
大学2号館	24	事務局本館	4
大学3号館	8	講堂	10
大学4号館	11	文書保管庫	5
産業生態科学研究所	34	R I 研究センター	3
大学6号館	11	特別教育棟	4
水処理プラント	2	清掃員控室	3
実務研修センター	20	東病棟	15
東ポンプ棟	1	東別館	5
特高受変電	1	西別館	21
非常用発電所	2	南別館	16
保育園	1	病院本館	197
車庫棟	4	MR棟	19
急性期診療棟	31	合計	543

3 業務委託内容

産業医科大学で使用されている上記、法的対象のエアコン、冷凍機フロン排出抑制法に基づく簡易点検「3ヶ月毎、年4回」の業務委託である。

4 報告

簡易点検終了後、各点検報告書を2週間以内に提出する。

5 点検時の不具合について

簡易点検時の異常については、施設課担当者へ速やかに報告し、対応方法について指示に従うものとする。

入札心得書

学校法人 産業医科大学
分任契約担当役

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託名 令和7年度産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託
- (2) 委託場所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
- (3) 委託内容 本学に設置する法的対象のエアコン、冷凍機フロン排出抑制法に基づく簡易点検業務を行うものである。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 入札参加資格

- (1) 令和6・7年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 第一種、第二種冷媒フロン類取扱技術者のいずれかの資格を所持した者が、当該保守点検に携われること。また、その資格証の写しを提出できること。
- (3) 病院(病床数400床以上)において、エアコン・冷凍設備等空調設備定期点検、簡易点検の実績があること。
- (4) その他
公告の日から入札の日までの期間に九州地方整備局等から指名停止を受けていないこと。

3 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、2(2)に掲げる競争参加資格を有する証明として、免許等(写し)、2(3)に掲げる点検業務実績を有する証明として、受託の事実が確認できるもの(契約書(写し)等)を提出しなければならない。

ただし、契約書(写し)等は、1件でよい。

なお、参加資格を証明する書類等は、「競争参加資格確認申請書(別記様式2)」に添えて提出すること。

また、期限までに提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限 令和7年5月13日(火) 16時00分
- (2) 提出場所 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
学校法人 産業医科大学 財務部 契約課 施設契約係

4 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い質問書(別記様式1)により提出すること。

①提出期間 令和7年5月7日(水)から令和7年5月13日(火)までの土曜日、日曜日を

除く毎日、9 時 00 分から 16 時 00 分

(ただし、5 月 13 日は 12 時 00 分まで)

②提出場所 上記 3 (2) に同じ

③提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間 令和 7 年 5 月 21 日 (水) から令和 7 年 5 月 23 日 (金) までの毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分

(ただし、5 月 21 日は 15 時 00 分から)

②閲覧場所 上記 3 (2) に同じ

5 入札書の提出及び入札

(1) 入札書の提出期限 令和 7 年 5 月 26 日 (月) 16 時 00 分

(2) 入札書の提出場所 上記 3 (2) に同じ

(3) 入札書の提出方法 持参すること。

(4) 入札の日時及び場所 令和 7 年 5 月 27 日 (火) 10 時 00 分

産業医科大学 事務局本部 1 階 会議室

* 入札場所等を変更する場合は当日掲示連絡を行う。

* 入札場所に立ち入る際は携帯電話等の電源を切ること。

*** 入札の際はマスク着用のこと。**

(5) 開札

①入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

②本入札の開札時間に遅刻してはならない。万が一遅刻、あるいは開札に立ち会わない場合は、1 回目の入札は有効とし本学職員が立会い開封する。

ただし、2 回目以降の入札は辞退したものとみなし、参加を認めない。

6 入札書等の作成及び提出方法等

(1) 入札書

①入札書の様式は、別添のとおりとする。

②入札書には、入札金額・件名・作成年月日・会社名及び入札者名を記入し、押印をすること。

③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

④一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しはできない。

⑤代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

(2) 委任状及び使用印鑑証明書

- ① 委任状及び使用印鑑証明書の様式は、別添のとおりとする。
- ② 代理人による入札の場合は、必ず提出すること。
- ③ 入札者が入札書に使用する印鑑を使用印として枠内に押印すること。
- ④ 入札書に押印された入札者の使用印が当該印鑑と異なる場合は、入札書が無効となるので注意すること。
- ⑤ 使用印鑑証明書のみ提出する場合は、不要な文言を抹消すること。

(3) 見積書

- ① 見積書の様式は、別添のとおりとする。
- ② 見積書は、落札者がいない場合の随意契約の際に使用する。

7 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (3) 記名、押印のない入札。
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札又は入札金額の記載を訂正した入札。
- (5) その他の事項について訂正印のない入札。
- (6) 再入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって行った入札。
- (7) 明らかに談合によると認められる入札。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした入札。
- (9) 入札に関する条件に反する入札。

8 請負業者及び落札価格の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、予定価格に達した者がいないときは、直ちに再入札に付する。
- (4) 入札において、入札者がなくなったとき又は落札者がいないときは、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。
- (5) 随意契約による場合は、最低価格の入札者に申し入れを行い、合意に達しない場合には、適宜他の業者に申し入れを行うか、若しくは、不調として処理する。

9 契約書及び契約事項

- (1) 契約書は、別添のものとする。
- (2) 参加者は、別添契約書（案）を熟読の上、入札しなければならない。
- (3) 入札後、契約書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金、契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、免除する。

11 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (3) 入札心得書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 本入札のため、当大学から貸与した図面、仕様書及び契約書等は、すべて入札終了後返還すること。
- (5) 本業務委託の監理・監督は当大学の職員又は当大学が委託する業者の職員が行う。
- (6) 本入札に関しての照会先： 財務部契約課 施設契約係 松岡

TEL： 093-691-7185（契約課 施設契約係直通） FAX： 093-692-6651

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

学校法人産業医科大学

分任契約担当役 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

令和7年5月7日付けで公告のありました「令和7年度産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び入札心得書の入札参加資格を満たすこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札心得書2(2)に掲げる配置予定管理者の資格を証明する免許(写)等
- 2 入札心得書2(3)に掲げる本仕様と同様の点検業務実績を証明する契約書(写)等

注)なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(440円)の切手をはった長3号封筒と申請書を併せて提出してください。

入 札 書

¥

委 託 件 名 : 令和7年度産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託

契約書及び入札心得書を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所
商 号
職 氏 名

印

代 理 人

住 所
商 号
職 氏 名

印

学校法人 産業医科大学

分任契約担当役

事 務 局 長 伊 藤 浩 二 殿

見 積 書

¥ _____

委 託 件 名： 令和7年度産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託

契 約 書 及 び 入 札 心 得 書 を 承 諾 の う え 見 積 し ま す。

令 和 年 月 日

代 表 者

住 所
商 号
職 氏 名

印

代 理 人

住 所
商 号
職 氏 名

印

学 校 法 人 産 業 医 科 大 学

分任契約担当役

事 務 局 長 伊 藤 浩 二 殿

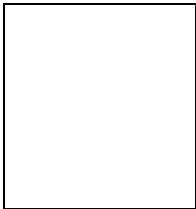
委任状及び使用印証明書

私は、
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「令和7年度産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託」に係る入札及び見積に関すること。
なお、入札及び見積に使用する印章は、次のとおりであります。

使用印



令和 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者

印

学校法人 産業医科大学
分任契約担当役
事務局 長 伊藤 浩二 殿

質問書

(別記様式1)

委託業務名称 令和7年度産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託

提出社名

質問事項に対する問い合わせ先

所属：

氏名：

電話番号：

番号	質問事項	回 答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

番号	質問事項	回 答
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

入札書提出時及び入札当日持参する書類一覧

入札書提出時

- 入札書、委任状及び使用印鑑証明書（日付は提出日）

※指定された期日までに提出すること。

※委任状及び使用印鑑証明書は封筒に入れず、手渡しで結構です。

入札書をいれる封筒記載方法

（表面）

入 札 書	件 名	学 校 法 人 産 業 医 科 大 学	分 任 契 約 担 当 役	会 社 名	令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	○		事 務 局 長	○	
	○		伊 藤	○	
	○		浩 二	○	
	○		殿	○	

（裏面）

割 印

入札当日

- 入 札 書

・枚数は、2枚用意（コピー）し、各々に記名・押印すること。

- 見 積 書（入札不調の際に使用）

・枚数は、3枚程度用意（コピー）し、各々に記名・押印すること。

* 注意事項：入札書及び見積書について、押印がコピーのものの使用を認めない。

- 入札に来られる方の印鑑及び名刺

補足注意事項：配付した仕様書、書類等は、入札終了後返却して下さい。

入札及び書類等に関してご不明な点がございましたら、事前に
事務担当（契約課 松岡 TEL093-691-7185） あてご連絡下さい。

委 託 契 約 書（案）

学校法人産業医科大学（以下「甲」という。）は、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）における令和7年度産業医科大学フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託（以下「業務委託」という。）に関し、下記により（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託し、両当事者は信義に則り誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 上記の契約につき、乙は別添仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところにより、契約の本旨に従い善良な管理者の注意をもって業務委託を処理する。

2 前項の仕様書に定めのない細部の事項については、乙は甲の指示を受けるものとする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 この契約に定める乙の業務委託の処理に対する委託料は、円（消費税相当額円を含む。）とし、甲は乙に対して支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は乙に対し契約保証金の納付を免除する。

（報告）

第5条 乙は業務委託の着手に先立ち業務計画を甲に提出するものとする。

2 乙は仕様書に定める方法以外の方法で業務委託を処理することが必要と認めた場合、又は業務委託に付随して実施することが必要と認める業務が生じた場合は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務委託の処理上重大な事故があったときも又同様とする。

（監督等）

第6条 甲は、乙の業務委託の処理状況について随時監督をし、又は必要な報告を求めるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（現場責任者等）

第7条 乙は、業務委託を実施するにあたり現場責任者を定め業務委託の監督指導を行わせるものとする。

2 乙は、前項に定める現場責任者並びに技術員の名簿を甲に提出し、その内容に変更があった場合には、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

3 甲が乙の技術員を業務上不適任と認めた場合、乙は甲と協議の上必要な処置を講ずるものとする。

4 乙は、学校法人の有する公共的使命を達する上において支障のないようにするため、衛生及び風紀に充分注意を払い、その他学校法人の規律に従うものとする。

（委託料の請求・支払い及び消費税）

第8条 乙は、業務委託終了後、その作業実績を保守点検報告書として甲に提出するとともに、第3条の委託料を請求するものとする。

2 甲は、委託料金に係る消費税を負担するものとする。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税相当額は、変動後の税率より計算した額とする。

3 甲は、前項の適法な支払請求書を受理した日の翌月末日までに、乙の指定する銀行の乙名義の預金口座に支払うものとする。

（消耗品等）

第9条 乙が業務の実施に必要とする工具、消耗品は乙の負担とする。ただし、甲の承認を得たものについてはこの限りではない。

（業務委託の作業時間）

第10条 本契約に定めた業務委託の作業は甲の就業時間（甲の通常勤務日の通常勤務時間）内に行うものとする。ただし、設備に故障または事故が発生した場合にあってはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、設備の運転停止を伴う作業は、原則として日曜日に行うものとする。

（契約解除）

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告を要せずこの契約を解除することができる。

1 乙がこの契約の各条項に違反したとき。

2 乙の業務委託実施が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

3 乙から契約解除の申し出があったとき。

4 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。）または乙の使用人について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、契約を継続することが適当でないと認められるとき。

（損害賠償）

第12条 業務委託の範囲内において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲及び第三者の責に帰する事由による場合においてはその限りでない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、業務委託の処理上知りえた学校法人の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第14条 乙は、甲より委託を受けた業務の実施に際して知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提供、漏洩してはならない。

2 乙は、前項の義務を履行するため、自己の組織内に個人情報の安全管理に関する責任者を定め、十分な安全管理対策を講じなくてはならない。

- 3 乙は、業務委託の遂行にあたり、個人情報保護に関する甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、業務委託における個人情報の安全管理に関する状況を、甲に対して報告するものとする。

また、甲はいつでも乙の個人情報の安全管理の状況について報告を求め、検査することができる。

- 5 乙は、業務委託における個人情報の安全管理措置の内容を、自己のすべての従事者が、在職中、退職後を通じて遵守することを、保証するものとする。
- 6 乙は、業務委託に関して、自ら保管する個人情報が漏洩したことにより甲に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。
- 7 前各項は、業務委託契約の終了後も有効に存続する。

(契約に定めなき事項)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
学校法人 産業医科大学
分任契約担当役 伊藤 浩二
事務局 長

乙